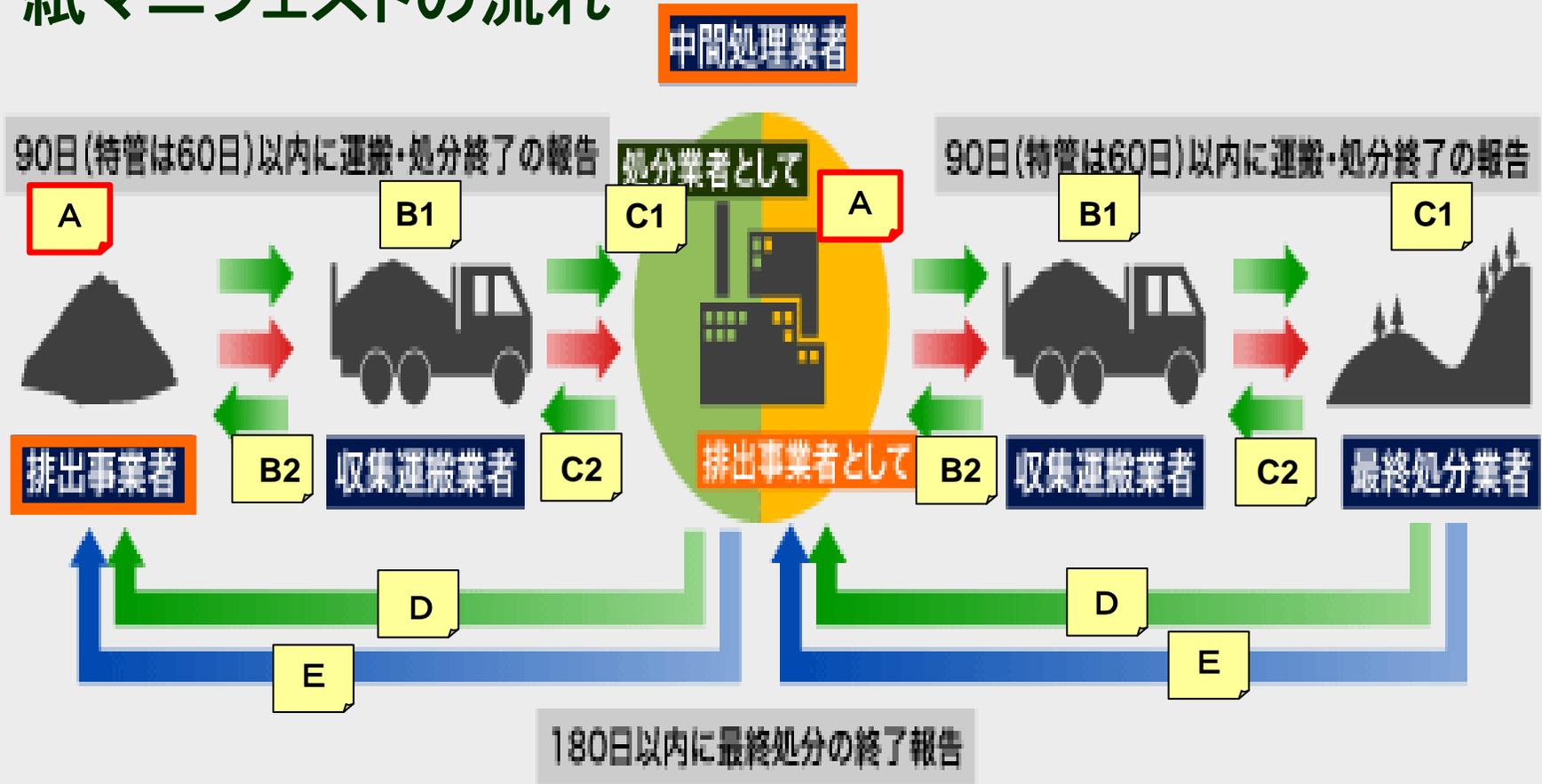


2 産業廃棄物管理票(マニフェスト) 交付等状況報告の徹底について

紙マニフェストの流れ



- ➡ 廃棄物の流れ
- ➡ マニフェストの流れ
- ➡ 最終処分された事を確認するマニフェストの流れ
- マニフェスト報告対象者

マニフェスト保存義務

事業者	マニフェスト	送付元	保存期間
排出事業者	A	—	5年間
	B2	運搬受託者	
	D	処分受託者	
	E		
運搬受託者	C2	—	
処分受託者	C1	—	

マニフェスト交付等状況報告

報告対象事業者	すべてのマニフェスト交付者 (排出事業者、2次マニフェストを交付する処理業者)
報告期限	当該年度の6月30日までに 前年度の実績を報告

注) 電子マニフェストを利用している場合は、
報告の必要はありません。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成23年度）

23年6月〇〇日

愛知県知事 殿
（政令市長）

報告者 〒000-0000
住所 一宮市東町1番地
氏名 株式会社 A社 代表取締役 愛知 太郎
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号 000-000-0000

事業場毎に作成

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項に基づき、平成23年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		株式会社 A社 愛知事業所				業種	化学工業			業種コード	1 6		
事業場の所在地		〒000-0000一宮市東町1番地				電話番号	000-000-0000			担当者名	愛知 太郎		
番号	産業廃棄物の種類 コード	排出量 (t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の氏名 又は名称	運搬先の住所			処分受託者の 許可番号		処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所	
						コード			処分 コード			コード	
1	汚泥 0 2	150	43	000000	株式会社B社	岐阜県〇△ 市〇町1-2	0 2 1	000000	C	株式会社 C社	岐阜県〇〇 市〇町2-4	0 2 1	
2	廃プラスチック類 0 6	230	22	000000	有限会社D社	愛知県〇△ 市〇町2-4	2 0 3						
3				000000	株式会社E社	愛知県〇△ 市×町2-1	2 1 9	000000	ロ	株式会社 F社	愛知県〇〇 市〇町2-4	2 1 7	
4													

トン／年で記入

許可番号は下6桁を記入

備考

- この報告書は、平成23年6月30日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間で変更された事業場や所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有物を含むものを記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

提出方法

○電子媒体で提出の場合

＜電子申請＞<http://www.pref.aichi.jp/homu/denshishinsei/>
報告先は、当該事業場を所管する県民事務所等の廃棄物担当課となります。

○書類で提出の場合

下記の委託業者あて、1部郵送をお願いします。

提出宛先: **株式会社イープラネット**

提出先住所: 〒460-0022 名古屋市中区金山1-2-4 IDエリアビル4F

問い合わせ先: 0120-939-445(フリーダイヤル) 平日AM9時～PM5時まで

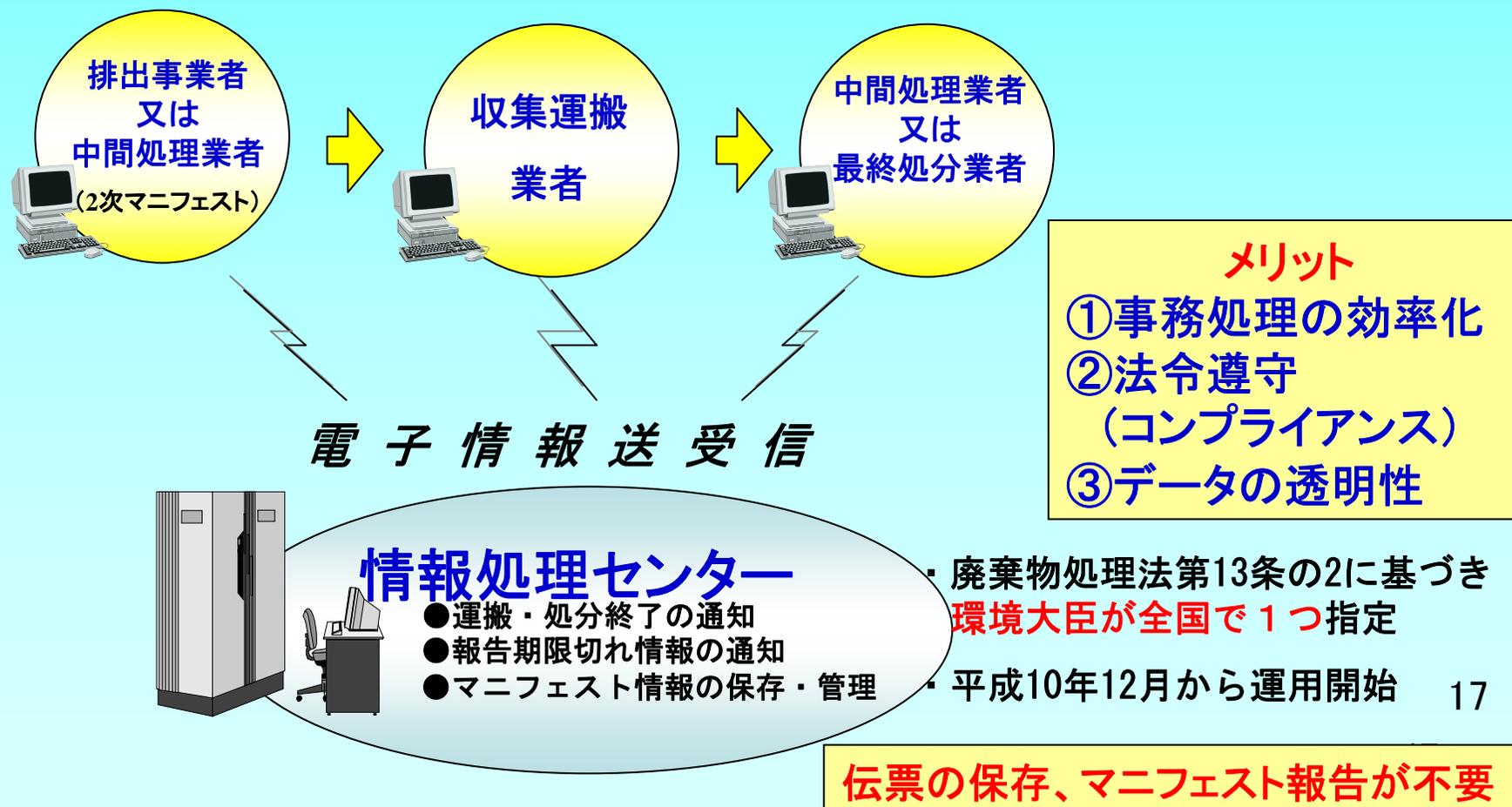
電子媒体での提出にご協力ください！！

電子マニフェストとは・・・

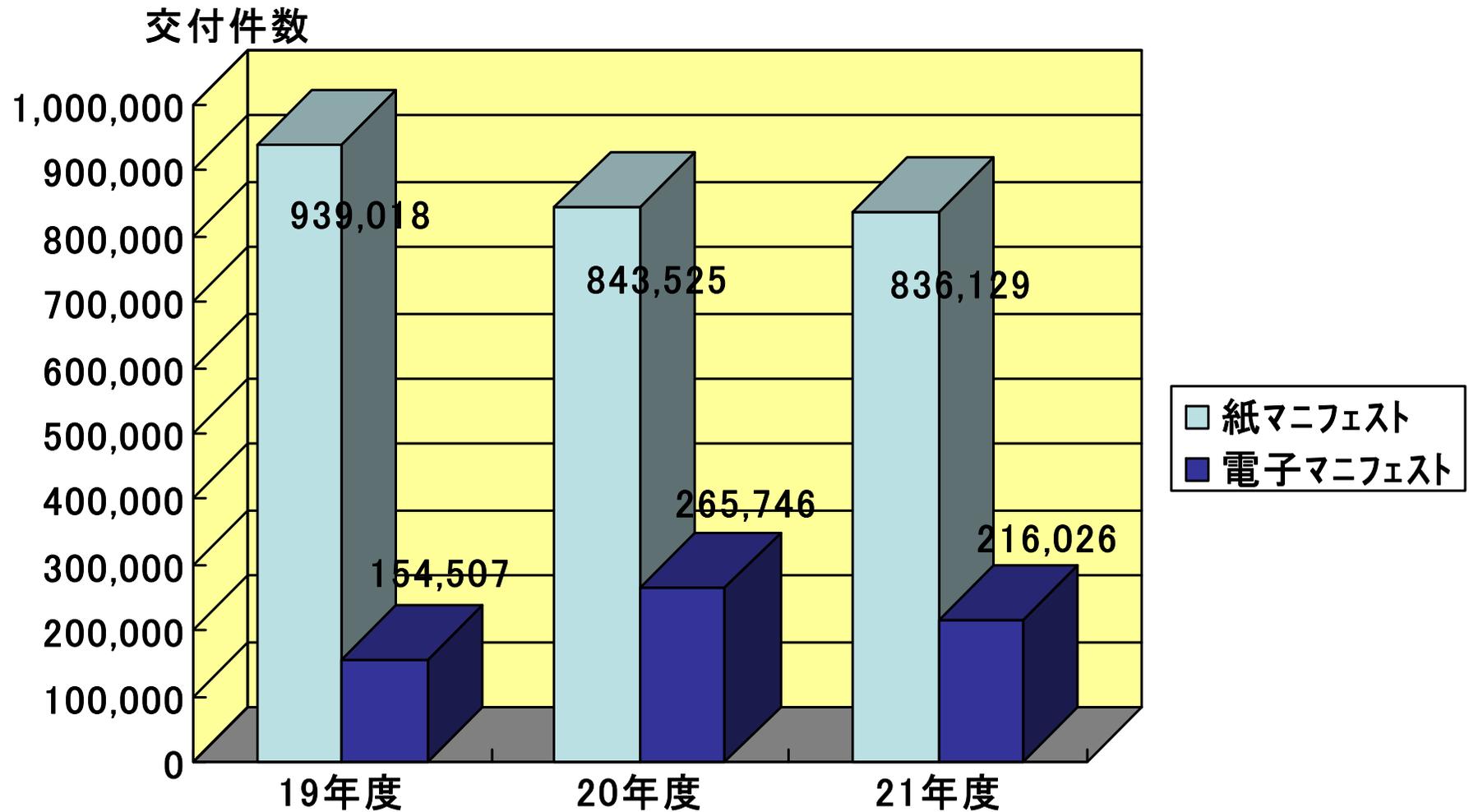
三者のネットワークで、マニフェスト情報を
電子化してやりとりします

※ 排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者の加入が必要

電子マニフェストは事業者のマニフェスト事務の効率化を図るため制度化



愛知県の電子マニフェスト普及状況



注) 事業所数は、マニフェスト交付等状況報告書の集計によるものである。

報告様式等のご案内



報告様式等については、以下のアドレスからダウンロード等してご利用ください。

ホームページ：<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>
「資源循環・廃棄物情報」 ⇒ 「産業廃棄物関係の届出様式」

電子マニフェストの問い合わせ先

情報処理センターサポート：03-3668-6513 ホームページ：<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

PCB分析補助金

● 分析費用の1/2を補助

補助限度額

一台当たり 最大 19,000円
(税抜き)

一事業所当たり 最大952,300円
(税抜き)

● 今年度が最後となる予定ですので、活用をお願いします。

コンデンサ・トランス等をお持ちの皆様へ PCBの分析費用を補助します。

微量PCB汚染腐電気機器とは

昭和47年以降に製造され、PCBを使用していないとされていた高圧コンデンサ等の電気機器等に数mg/kgから数十mg/kg程度のPCBに汚染された絶縁油を含むものが分かっています。このような微量のPCBに汚染された電気機器等が廃棄物となったものもPCB廃棄物として適正に保管・処理する必要があります。

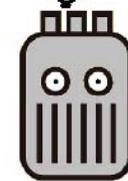
分析費用の補助

コンデンサ等の電気機器がPCBに汚染されている場合には、そのままでは金属スクラップ等として処理することができません。

このため、微量PCB汚染腐電気機器等であるかどうかを確認するためには、当該電気機器等に使用されている絶縁油について、PCBの濃度を分析する必要があります。
愛知県では、事業者の方がこの分析を行う際に必要となる費用を補助します。

なお、この事業は平成23年度が最終年度の予定です。

PCB?



補助事業の概要

- 申請できる方：愛知県内（名古屋市を除く）で微量のPCBに汚染された絶縁油を含む可能性のある電気機器を保管又は使用している事業者及び個人。
※ 今年から大企業や自治体の方も申請できるようになりました。
- 補助の対象：上記の電気機器等のPCB濃度の分析費用（「微量PCB汚染腐電気機器濃度分析費補助金交付要綱」に定める方法で分析したもの：愛知県環境部のWebページ「あいちの環境」に掲載。）
(URL <http://www.pref.aichi.jp/0000032737.html>).
- 補助の金額：分析費用（「アップリグ」費用を含む。消費税を除く。）の2分の1（上限は1台当たり19,000円、1事業所当たり952,300円。なお、消費税込みで申請できる場合もあります。詳しくは上記ホームページをご覧ください。)
- 募集期間：平成23年4月1日（金）から平成24年1月31日（火）まで（必着）。
※ 平成23年度の補助制度は平成24年1月31日で終了します。
- 申請方法：指定の方法で募集期間中に分析を行った後、所定の様式（計量証明事業所発行の分析結果を記載した検査報告書、領収書等及び機器の写真を添付）により郵送にて申請。
- 交付方法：先着順に審査し、交付決定通知後口座振込。